

平成22年度第23回 税制調査会後の記者会見録

日 時：平成22年12月15日（水）18時35分～

場 所：中央合同庁舎4号館11階 共用第1特別会議室

○記者

今日、温対税が決着したんですけれども、使途は結局どういうことになったのかということと、税収は初年度どれくらいになるのか。これは10月からですけれども、どれくらいになるのか。もしくは、その後1年ごとにどれくらいになるのかお聞かせ願えませんでしょうか。

○尾立財務大臣政務官

まず、使途につきましては、これも議論があったことですのでけれども、基本的にはエネルギー起源CO₂排出抑制のための諸施策ということで、今日は大綱に書き込むことで御了承いただきました。

税収ですけれども、これは実質3年半かかって本則税率になりますので、その間は暫定的に徐々に上がっていくということで、初年度に関しては10月1日からの施行ということもあって、350億円程度、平年度で2,400億円に向かって上がっていくということです。

○記者

初年度が350億円で、翌年度は幾らになるのか分かりますか。

○尾立財務大臣政務官

手元がないので、ごめんなさい。初年度と平年度の数字です。

○記者

航燃税も決着したんですけれども、これは8,000円下げて減収規模はどれくらいになりますでしょうか。

○尾立財務大臣政務官

初年度で210億だったと思います。

○記者

2点ほどお聞きします。先ほどの温対税の使途ですけれども、この税収は従来どおりエネルギー特会に充当するというものでいいのでしょうか。

○尾立財務大臣政務官

はい。そういうことでございます。

○記者

資料のとりまとめ案の3ページにあります（6）の「上記に加え、燃料の生産・流通コスト～、過疎・寒冷地に配慮した支援策」というのは、これは別途予算措置として講じるという理解でよろしいでしょうか。

○尾立財務大臣政務官

一部歳出ということ。いろいろでございます。両方あるということです。

○五十嵐財務副大臣

上流で取るものですから、下流がばらばらのものについては、例えば、還付すると手数料とかコストの方が高くなってしまいます。還付しやすいものについては、還付で手当していただく。それが難しいものについては、流通対策等、ほかの手段を取らせていただくということ。ですから、取った税の中から還付するものと、別途歳出で対応するものといういろいろあるという意味でございます。

○記者

地方税のところに税負担軽減措置の見直しで、23年度は100項目のうち64項目で廃止・縮減とあるのですが、国税・地方税それぞれ、今回租特の見直し、全体幾つのうち幾つなのか、またそれによって増減収がどうなっているのか教えてください。

○尾立財務大臣政務官

国税の方は、見直しが108項目、廃止・縮減が50項目、増減収については、今は出ておりません。

○逢坂総務大臣政務官

地方税も一緒です。

○記者

今日で大体の方向性、全部とりまとめが終わったと思うのですが、格差税制、経済成長、それから財政規律にも重視してということで今回見直しを行ったと思うのですが、振り返ってこの3点について、どこまで深掘りできたのか、今後の課題をそれぞれ教えていただけますでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

とにかく財政事情が極めて厳しい中で行われました。また、社会の歪み、格差が拡大して、二極化がひどくなるという状況の中で、それを急いで直さなければいけないという要請と、新政権になって新しい政策を必要とする部分に、やはり財源が必要だという要請の中であって、極めて難しい対応を迫られたとっておりまして、ペイ・アズ・ユー・ゴー原則というものを私どもは肝に銘じて対応いたしましたけれども、結果として枠外とせざるを得ないことになったということで、その部分については残念ということですが、国民の皆さんに御迷惑がかからないように財政当局としては今後更に様々な努力をしなければならないとっておりまして。

ただ、税制改正全体につきましては、これまでの政権ではできなかったことが実にたくさん含まれている、仕事をたくさんした税調であるということは、間違いないことだと思います。納税環境整備にいたしましても、48年間、これほどの改正は全くなかったわけですから、最大の大改革を行ったとっておりまして、「新しい公共」に対応する市民公益税制も全く新しい税制であり、またこれまでできなかった地球環境を守るための温暖化対策の税制も創設することができました。

さらには、雇用促進税制という全く新しい考え方の税制も生み出すことができましたし、また、経済の現下の状況、企業立地の日本国内の減少を防ぐ、経済の活性化を果たす、デフレに対応するという意味からも思い切ってこれまで手を付けられなかった大幅な法人実効税率の引下げにも着手し、これを5%実現でき、また、中小企業の皆さんに対しても、大変、今、喜ばれて、私どものところにも中小企業団体から感謝の言葉が寄せられておりますけれども、18%から15%への引下げも実現できた。実にたくさんのことを実行した税調の審議になったと思っております。

しかし、まだこれからが本格的な税制改革ということでございますので、その税制改革については、来年以降、特に来年前倒しで、前広に議論をし、国民的な合意を得て、大改革を進めていきたい。その大改革の端緒として、一つのことを今回やることのできたと思っております。

○逢坂総務大臣政務官

地方税の立場で2点お話をさせていただきますと、一つは、やはり「新しい公共」という概念で、新たな税制度が作れそうだとこのころだと思っております。

これまで、公イコール官、公の担い手は官であるという考えが日本の社会には非常に多かったわけですが、そうではない。公の担い手は、古くからいろんな取組みもあることに加えて、新しい担い手もあるんだという発想に立って、税金の一部の支払い先を市民一人ひとりが判断できる可能性を広げる「新しい公共」に関する税制ができた。これは日本の税制の大きなパラダイムシフトだと思っております。

これまでこうしたことは、日本の税の中でなかなか認め難いと言われていたのが、政権交代によって、新たな市民社会の実現に向かって進んでいく扉を開いたという意味で、今回の税調は、非常に私は意義が大きかったと思っております。

もう一点でございますが、これまで地方税財源の充実というふうに言いますと、税源移譲であるとか、一般財源を確保するという観点が非常に強かったわけでありまして。その観点から、更に一步踏み出して、今回は地域主権改革型税制ということで、国が過度に地方税に関与することはやめようじゃないかということを終始この税調の中で申し上げてまいりました。

もちろん、どこに住んでいても、基本的に同じようなサービスを受けられる根幹サービスの部分については、国税あるいは地方税の大きな流れの中で決められていくべきことであると思っておりますけれども、地方それぞれの個別の課題に対応していく、地方独自の政策展開をしていくという上においては、やはりその税制においても自主的な判断と執行の責任を拡大していくことが必要だろうと思っております。

その意味で、今回、地域主権改革型税制ということ唱え、その入り口をつくることのできたことも非常に大きいと思っております。地方税財政の上でも新たなステップを踏み出したのだと考えております。

○記者

税収の規模ですけれども、前回の党の P T で五十嵐副大臣は 41 兆円に届くくらいかどうかとおっしゃっていましたが、最終的にはどのような規模でしょうか。

○五十嵐財務副大臣

まだ精査をいたしておりませんので、分かりません。

○尾立財務大臣政務官

1 点修正させてください。私の粗い計算で航燃税の減収を 210 億円と申し上げたのですが、これは多少増減あると思いますが、試算では 255 億円程度でございました。すみません。

○記者

温対税に関連して国税と地方税を伺いたいのですけれども、まず、国税ですが、これはガソリン 1 リットル当たり直した場合 76 銭の値上げで、25 銭ずつ毎年上がっていくという理解でよろしいのかというところ。

それとガソリン、軽油に対する免税あるいは還付措置、これが入っていないと思うのですが、そのできなかった理由の 2 点を伺います。

あと、地方税に関してですが、トラック、バスの交付金ですけれども、法整備等を受け、所要の措置を講じるとなっているのですが、この法整備というのは、具体的に例えば地方税法であるとか、どのような法整備をお考えになっているのかということ。

あと、先ほど会合の中で小泉政務官の発言にお答えする形で、逢坂政務官が所要の措置を講じるということにしているのです、そのように対応したいと。来年度のことだと思のですが、それはどういうことを意味しているのか。この 2 点ずつをお願いいたします。

○尾立財務大臣政務官

まず、税率の引上げ幅ですけれども、3 年かけて上げていますので、それぞれキロリットル当たりの税額が違いますので、それぞれ具体的には個別にやっていくということになるということ。

その中で、原油、石油など言えば、初年度は、現行 2,040 円がプラス 250 円、次が更に 250 円、最終の年が 260 円というようなことを、今、考えております。

○記者

それは、ガソリン、軽油 1 リットルに換算すると。

○尾立財務大臣政務官

キロリットルです。

○記者

では、それを 1,000 で割ればいいということですね。

○尾立財務大臣政務官

はい。それで、ガソリン等に還付をどうするのかという御質問があったと思うのですが、わずか、例えば 0.2 円、20 銭、30 銭というようなことなので、なかなかこれは価

格変動だとか、例えばそれを小口にどう返していくのかというのは手間もありまして、流通業界からも効率化のために、歳出の方で効率化をすることで、吸収できるようにしたいということもありまして、歳出の方で手当をしていく方向で考えています。

○記者

要するに徴税コストがかさむのでということですね。

○尾立財務大臣政務官

はい。

○逢坂総務大臣政務官

私からは、御指摘の点でございますが、御案内のとおり、昭和 51 年でしたか、税金が上がった時をきっかけとして、今回の運輸事業振興助成交付金ですか、こうしたことが行われているということで、交付金の基準額の確実な交付をするということには利があるだろうというふうに思っております。

しかしながら、一方で、透明性について、いろいろと疑問があるという声もあったことも事実でありまして、それらを内容とする法になるだろうと思っておりますが、どういう法によってそれを担保していくか、どういう手続によるかは未定でございます。

したがいまして、まだそれが決まっておられませんので、それを受けて、どういう所要の措置を講ずるかも今後ということになろうと思っております。

○記者

新法というイメージですか。

○逢坂総務大臣政務官

それらも含めて、現在のところ未定でございます。

○記者

あと、2 点目の小泉政務官の発言に対するお答えを。

○逢坂総務大臣政務官

ですから、その法の整備を受け、所要の措置を講ずるということですから、法の中身等、まだ決まっておられませんので、所要の措置というのをどうすべきかは、今後検討ということでございます。

○記者

今日の会議の中でもありましたが、ナフサの部分の書きぶりはどう決着したかをお願いいたします。

○五十嵐財務副大臣

ナフサにつきましては、期限が到来をしていないものについてはそのままということだったわけですが、池田副大臣から、24 年度で無期限になるというような方向について検討してもらえないかというお話がありましたので、これについては、これから会長一任でございますので、会長と相談をさせていただきますけれども、24 年度の改正時に検討するという事になるかと思っております。

○記者

先ほどの温対税の免税還付の措置ですが、これで失われる税収分というのは、大体どれくらいかというデータはあるのでしょうか。

○尾立財務大臣政務官

還付等で失われるのが初年度 30 億円程度かと。それで、歳出措置でいうと、100 億円を超えるのではないかと思います。まだ最終的に決着がついていないこともありまますので、前後くらいにしておいてください。

○記者

歳出の部分の出所というのは何かあるのでしょうか。エネ特からやるとか。

○尾立財務大臣政務官

基本的にはそういうことです。

○記者

いつもペイ・アズ・ユー・ゴーにこだわって恐縮ですけれども、私もペイ・アズ・ユー・ゴーはとても重要だと思っているのですが、そもそも各省庁別のペイ・アズ・ユー・ゴーというのに無理があったのではないかという気もするんですが、というのは予算の場合も一律削減という方針をやっています。税制についてもどちらかという、それと似たような形になっているのではないかという気もします。民主党は予算の総組替えということを言っているわけですから、多年度ペイ・アズ・ユー・ゴーというのはとても大事だと思いますが、それを各省庁間、正しく政治主導で全面的に組み替えるという発想で、もちろん、抜本改正でやるということもできるかもしれませんが、今回、そういう発想はできなかつたのかなと思ひまして、お願いします。

○五十嵐財務副大臣

まずは目指してくださいということで、厳格にそれを適用してくれと言っているわけではないですね。実際に出てきておりませんから、まずは目指してくださいと。そういう見直す努力をまずしてくださいと。非効率なものはありませんか、有用性に乏しいものはありませんか、三つの基準を出しているわけですから、その三つの基準に照らして、まずは見直してくださいと。会計検査院からもたくさんの指摘が出てきて、多くが三つとも「×」であったり、二つ「×」であったりして、三つとも「○」というのは全くなかったと承知しておりますから、それを査定官庁から言われるのではなくて、要求官庁でまずやってくださいというのがペイ・アズ・ユー・ゴー原則だと思います。ですから、ペイ・アズ・ユー・ゴーということは、逆にその分有用な役に立つ、効率的な制度を考えてくださいねということでもあると思うのです。それは、私は必要なことだと思います。

それを厳密に適用して、全部合わせてこいと言って、それを合わせなければ、全部新しいものは認めないとか、延長は認めないということにしたかという、そうではないことは、やはり税は理屈の世界ですから、理屈に合わせて協議をして、つくり上

げてきたということについては変わらないんだと思います。ただ、歯止めはなければいけないということです。

何度も申し上げますけれども、後年度の収入が増えるかもしれないという希望的な観測に基づいて要求をされたのでは困りますよということです。個人の家計でも宝くじが当たるかもしれないということを当てにして、家計を、予算を組むお家はないわけで、それはやはりきちんとした財政的な基礎というものを頭に置くという意味で、私はペイ・アズ・ユー・ゴー原則が必要だと。ただ、それがおっしゃったように行き過ぎれば、例えば厳密に各局にそれをやれというようなことになれば、正に一律的なことになってしまって、組替えができないあるいはめりめりが効かないということはおっしゃるとおりだとは思いますが。

○記者

地球温暖化対策税ですけれども、温室効果ガス 25%削減に関連して、今回の 2,400 億円の最終的な規模をやったときに、温室効果ガスをどれくらい削減することができるのでしょうか。

○尾立財務大臣政務官

一応、これは環境省の試算であったと思うのですが、1%程度というふうに言われております。

○記者

この税調の在り方について伺いたいのですが、各省の副大臣が出てこられて税について議論をするという枠組みで去年から再スタートを切ったわけですけれども、例えば所得税や相続税の議論をする際に、相続税であれば 3,000 万円、所得税であれば給与所得で 1,500 万円というかなり具体的な数字を議論する中で、余り突っ込んだ議論がなされなかったのではないかと。各省の利害に関わる部分については、どこの役所とは申しませんが、かなりしつこく議論がなされたと思いますが、個々人の財布に手を突っ込む議論については不足していたのではないかとこの気もするんですけれども、今の税調のこの在り方で所得税・相続税などを議論する形として、五十嵐副大臣なり尾立政務官が十分な機能を果たしているかどうかということについてお伺いしたいのです。

○五十嵐財務副大臣

私は、昨年はこの税調に全く絡んでいなかったわけですが、今回は党の税調に P T ができまして、かなり熱心に御議論をいただいたということが 1 点。

それから、専門家委員会にお諮りをして、専門家委員会でもかなりきちんとした整理をしていただいたということが 1 点。

それと、この税調の場におきまして、今回は四大臣、会長・会長代行会合というものもかなり頻りに後半は開かれましたけれども、それも含めてかなり熱心な議論が行われたと思っていますし、本体会合におきまして、省の立場を離れて御議論をい

ただいた委員の方も相当数いらっしゃったと思っておりまして、試行錯誤でございますから、今年は初めてのやり方でもありますから、去年とは違いますので、これからも、よりもっと良い方法というものは当然追求してしかるべきであると私も思いますが、そんな今回、議論が不足していたという印象は実は受けておりません。

○尾立財務大臣政務官

異論が余り出なかったからそのような印象なのかも知れませんが、目指すべき方向というものは基本的に皆、ベースとしては共通していたのではないかと思います。それが一つあったということ。

ただ、工夫の余地があるとするならば、おっしゃるとおり、いろんな部門というのはそれぞれの業界を含めた団体の、また役所の代表ということではあるのですが、いわゆる給与所得などということで、サラリーマン党というものが昔ありましたが、いわゆる給与所得者の方の声を代弁するようところが確かにないというのはそうですけれども、そういう意味で今後はやはり党も税調も、常に資産税や所得税を含めた基本的な税の、ある意味、知識・経験を深掘りしていくような政治家や組織があってもいいのかなと、そのように思っております。

○記者

去年と最も違うのは党のPTができたことであり、中野寛成先生などが参加したことであると思うんですが、それについて改めて、党の役割と、政府税調との関わり方について、今度の議論の感想をお聞かせいただけますか。

○五十嵐財務副大臣

私はそのPTの最初の座長であったわけですが、途中で政府に入りましたので、私から中野先生にお願いをして、党のとりまとめをしていただきました。税についても大変造詣の深い先生でおられて、うまくとりまとめをしていただいた。特に大変丁寧に回数を重ねて、60回弱の会合を重ねていただいて、丁寧に議論を積み上げてきていただいた。それで政府としての、これは提言機関ということ肝に銘じてやっていただいて、提言を出していただいた。

そして政府も、四大臣会合もずっと御一緒させていただいておりますけれども、資料の右側に、党の提言ではこの項目についてはこう言っておられます、そして、左側に、論点はこうですということを1枚のペーパーにして、常に党の論調を参考にしながら議論が行われてまいりました。新しいやり方であると思っておりますけれども、私は党の論点整理、そして提言の在り方というものは極めて今回、うまくいきましたし、また参考になった。

そして、税は政治そのものでございまして、政治家一人ひとは後ろに投票をしていただいた有権者の皆さんを背負っておりますので、実は一番関係される方は投票していただいたサラリーマンの皆さんであったり、お年寄りの皆さんであったり、家庭の主婦の皆さんであったり、そういう方々に一番接している政治家の声をまとめてい

ただいた。このように思っております、決してすべてがいわゆる特殊な団体の声を代表するとか、業界の声を代表するとかというものだけではなく、そうした多くの有権者の声を届けていただいた。こう考えております。

○尾立財務大臣政務官

もう一点、私が非常にありがたかったと思うのは、去年、峰崎座長が税制改正大綱をまとめていただいたもので、非常に理論的なバックボーンを含めて方向性をしっかり出していただいていたということは、いろんな意見があったときの一つの大きなよりどころになったということで、ますます我々の税調でもその部分が大事だなと思っております。

○五十嵐財務副大臣

つまり、去年の税制改正大綱についてもこう書いてありましたということ十分に参考にさせていただきましたという意味でございます。

あと、最後のところを御報告しておりませんが、会長一任を取らせていただきました。今日も実はたくさん意見が出ました。それを、会長一任を取らせていただきまして、修正をさせていただく。そして、その上で明日、官邸での税調、本体会合がございますということを申し添えておきます。

ありがとうございました。

[閉会]